

■新旧対照表/ABC Cooking Studio Member's Card会員規約

(赤字下線部が変更箇所)

変更前	変更後
<p>■カード条項 (省略) 第2条(会員)会員とは、乙所定の会員規約および甲のABC Cooking Studio Member's Card会員規約(以下「本規約」)に同意した上で前条に係る乙への入会の申込をし、乙が入会を許諾し甲よりカードの交付を受けた方をいいます。なお、カードにクレジット機能の附帯を希望する会員は、甲所定の申込をし<u>甲の承認を得るものとします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>第8条(条項の変更)本条項は、<u>必要に応じてその都度甲が変更する場合、変更内容は甲所定の方法により会員に通知するものとします。(追記)</u></p>	<p>■カード条項 (省略) 第2条(会員)会員とは、乙所定の会員規約および甲のABC Cooking Studio Member's Card会員規約(以下「本規約」)に同意した上で前条に係る乙への入会の申込をし、乙が入会を許諾し甲よりカードの交付を受けた方をいいます。なお、カードにクレジット機能の附帯を希望する会員は、甲所定の申込をし<u>甲の承認を得るものとし、甲において入会およびクレジット機能の附帯のために必要な手続きを完了した日を契約成立日とします。</u></p> <p>(省略)</p> <p>第8条(条項の変更)(削除)(1)本条項は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本条項を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を甲ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当の方法で会員に周知した上で、本条項を変更することができるものとします。①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。②変更の内容が本条項に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。(2)甲は、<u>予め変更後の内容を甲ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知した上で、本条項を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本条項に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、変更後の条項が適用されるものとします。</u></u></p>

■クレジット条項

第1条(会員)(1)会員とは、ABC Cooking Studio Member's Card会員が、本クレジット条項(以下「本条項」)を承認の上、株式会社エービーシーキャピタル(以下「甲」)に対し株式会社ABC Cooking Studio(以下「乙」)との反復・継続して締結する役務提供契約に基づき提供を受ける役務(以下「役務」)若しくは役務を受ける権利(以下「権利」)又は売買契約に基づき購入する商品(以下「商品」)についての売買契約及び役務提供契約(以下、総称して「売買契約等」)の締結代金(以下「代金」)を立替払いすること(以下「クレジット」)を希望した上でクレジットを申込み、甲が審査の上その申込を承認した方をいいます。申込には、甲及び乙が定める各種規約、条項に同意の上、申込手続が必要です。申込は甲及び乙が定める電磁的方法もしくは書面による手続となります。また、会員自身が署名(電磁的方法による記名及び書面への記名を含む)を行った申込内容は、全て会員自身による申告とみなします。(追記)(2)会員が指定した家族で、甲が申込を承認した方を家族会員といたします。家族会員は、当該会員と同一の態様・範囲でクレジットを利用できます。(3)会員は、自身及び家族会員の本条項に基づく一切の債務につき責任を負います。(4)家族会員は、会員がクレジットの利用資格(以下「会員資格」)を喪失したときは、当然に会員資格を喪失します。

(省略)

第9条(遅延損害金)(1)会員は分割支払金の支払を遅滞した場合(本条(2)の場合を除く)、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し以下の年率(1年を365日とする日割り計算。以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払います。①当該分割支払金に2019年7月31日以前の利用分については年20.0%、2019年8月1日以降の利用分については年14.6%を乗じた額と分割支払金合計の残金金額に**商事**法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし第16条(1)⑤の取引に該当する場合を除く。(2)会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残額に以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。①本条(1)①の取引については、分割支払金合計の残金金額に**商事**法定利率を乗じた額。

(省略)

■クレジット条項

第1条(会員)(1)会員とは、ABC Cooking Studio Member's Card会員が、本クレジット条項(以下「本条項」)を承認の上、株式会社エービーシーキャピタル(以下「甲」)に対し株式会社ABC Cooking Studio(以下「乙」)との反復・継続して締結する役務提供契約に基づき提供を受ける役務(以下「役務」)若しくは役務を受ける権利(以下「権利」)又は売買契約に基づき購入する商品(以下「商品」)についての売買契約及び役務提供契約(以下、総称して「売買契約等」)の締結代金(以下「代金」)を立替払いすること(以下「クレジット」)を希望した上でクレジットを申込み、甲が審査の上その申込を承認した方をいいます。申込には、甲及び乙が定める各種規約、条項に同意の上、申込手続が必要です。申込は甲及び乙が定める電磁的方法もしくは書面による手続となります。また、会員自身が署名(電磁的方法による記名及び書面への記名を含む)を行った申込内容は、全て会員自身による申告とみなします。(2)甲において入会及びクレジット機能の附帯のために必要な手続を完了した日を契約成立日とします。(3)会員が指定した家族で、甲が申込を承認した方を家族会員といたします。家族会員は、当該会員と同一の態様・範囲でクレジットを利用できます。(4)会員は、自身及び家族会員の本条項に基づく一切の債務につき責任を負います。(5)家族会員は、会員がクレジットの利用資格(以下「会員資格」)を喪失したときは、当然に会員資格を喪失します。

(省略)

第9条(遅延損害金)(1)会員は分割支払金の支払を遅滞した場合(本条(2)の場合を除く)、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し以下の年率(1年を365日とする日割り計算。以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払います。①当該分割支払金に2019年7月31日以前の利用分については年20.0%、2019年8月1日以降の利用分については年14.6%を乗じた額と分割支払金合計の残金金額に**(削除)**法定利率を乗じた額のいずれか低い額。ただし第16条(1)⑤の取引に該当する場合を除く。(2)会員が期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残額に以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払います。①本条(1)①の取引については、分割支払金合計の残金金額に**(削除)**法定利率を乗じた額。

(省略)

第15条(会員資格の解約・取消)(1)会員資格の解約を希望する場合、会員は甲へ申し出の上、甲指定の手続きをするものとします。甲は会員より会員資格の解約を受理した場合、直ちに会員資格を解約できます。(2)甲は会員が次のいずれかに該当する場合、会員に通知することなく直ちに会員資格を取り消すことができます。ただし、会員資格を喪失した後においてもそのクレジットに生じた一切の利用代金等については、その支払いの責任を負うものとします。①入会申込み等に際し虚偽申告をした場合。②甲に対する1回払・2回払・回数指定分割払の弁済を3ヶ月連続で怠った場合。③分割支払金の弁済その他の甲に対する債務の履行を怠った場合。④クレジットの利用状況が適当でないと甲が判断した場合。⑤クレジットの申込承認後相当期間経過後も決済口座の設定手続きが完了しない場合。(追記)⑥会員の信用状態が悪化した場合。

第16条(期限の利益の喪失)(1)会員は次のいずれかの事由に該当したときは甲に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。①支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、甲が20日以上相当期間を定めてその支払いを書面で催告したにもかかわらず期間内に支払わなかったとき。②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。③差押、仮差押、保全差押、仮処分(ただし信用に関しないものは除く)の申立て又は滞納処分を受けたとき。④破産手続開始、民事再生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。(追記)⑤割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については会員が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。⑥商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他甲の所有権を侵害する行為をしたとき。⑦逃亡、失踪又は刑事訴追を受けたとき。(2)会員は次のいずれかの事由に該当したときは甲の請求により期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。①本条項上の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。②入会申込書(電磁的方法含む)への虚偽記載が判明したとき。③会員の信用状態が著しく悪化したとき。④会員又は家族会員が甲の承諾を得ずに利用可能額を超えクレジットを利用したとき。

第15条(会員資格の解約・取消)(1)会員資格の解約を希望する場合、会員は甲へ申し出の上、甲指定の手続きをするものとします。甲は会員より会員資格の解約を受理した場合、直ちに会員資格を解約できます。(2)甲は会員が次のいずれかに該当する場合、会員に通知することなく直ちに会員資格を取り消すことができます。ただし、会員資格を喪失した後においてもそのクレジットに生じた一切の利用代金等については、その支払いの責任を負うものとします。①入会申込み等に際し虚偽申告をした場合。②甲に対する1回払・2回払・回数指定分割払の弁済を3ヶ月連続で怠った場合。③分割支払金の弁済その他の甲に対する債務の履行を怠った場合。④クレジットの利用状況が適当でないと甲が判断した場合。⑤クレジットの申込承認後相当期間経過後も決済口座の設定手続きが完了しない場合。⑥会員が死亡したことを甲が知ったとき、又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が甲にあったとき。⑦会員の信用状態が悪化した場合。

第16条(期限の利益の喪失)(1)会員は次のいずれかの事由に該当したときは甲に対して負担する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。①支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、甲が20日以上相当期間を定めてその支払いを書面で催告したにもかかわらず期間内に支払わなかったとき。②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。③差押、仮差押、保全差押、仮処分(ただし信用に関しないものは除く)の申立て又は滞納処分を受けたとき。④破産手続開始、民事再生その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。又は、自らこれらもしくは特定調停ほか金銭の調整に係る調停の申立てをしたとき、もしくは債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が甲に到達したとき。⑤割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については会員が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。⑥商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他甲の所有権を侵害する行為をしたとき。⑦逃亡、失踪又は刑事訴追を受けたとき。(2)会員は次のいずれかの事由に該当したときは甲の請求により期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。①本条項上の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。②入会申込書(電磁的方法含む)への虚偽記載が判明したとき。③会員の信用状態が著しく悪化したとき。④会員又は家族会員が甲の承諾を得ずに利用可能額を超えクレジットを利用したとき。

(省略)

第26条(条項の変更)(1)本条項は、必要に応じてその都度甲が変更する場合、変更内容は甲所定の方法により会員に通知するものとします。(2)会員は、甲所定の方法により変更を通知された後に会員がクレジットを利用したときは、変更を承認したものとみなします。(追記)

以上

(省略)

第26条(条項の変更)(削除)(1)本条項は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本条項を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を甲ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当の方法で会員に周知した上で、本条項を変更することができるものとします。①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。②変更の内容が本条項に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。(2)甲は、予め変更後の内容を甲ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知した上で、本条項を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に後に会員が本条項に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、変更後の条項が適用されるものとします。

以上